

市 原 市

**第二次循環型社会形成推進地域計画**

平成 28 年 12 月 19 日



# 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水の処理の目標	7
3 施策の内容	
(1) 発生抑制、再使用の推進	8
(2) 生活排水対策	10
(3) 処理体制	10
(4) 処理施設等の整備	13
(5) 施設整備に関する計画支援事業	13
(6) その他の施策	13
4 計画のフォローアップと事後評価	
(1) 計画のフォローアップ	15
(2) 事後評価及び計画の見直し	15

## 添付資料

- 様式 1（循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1）
- 様式 2（循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2）
- 様式 3（地域の循環型社会形成推進のための施策一覧）
- 参考資料様式 1（施設概要（リサイクル施設系））
- 参考資料様式 5（施設概要（浄化槽系））
- 参考資料様式 6（計画支援概要）
- 参考資料様式 8（災害廃棄物処理計画策定概要）
- 参考資料 1（対象地域図）
- 参考資料 2（指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（一般廃棄物））
- 参考資料 3（指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水））

- 参考資料4（計画地域内の施設位置図）
- 参考資料5（現有施設の概要）

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名 : 市原市  
面 積 : 368.17 km<sup>2</sup>  
人 口 : 279,127 人（平成 28 年 10 月 1 日現在）

### (2) 計画期間

本計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。  
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

市原市は、県内第 1 位の広域市であり、住宅地については、主に北部の東京湾沿いの JR 内房線沿線に形成され、また、内陸部には計画市街地が整備されるとともに、南部には集落が点在している。

事業所については、北部に我が国有数の石油化学コンビナートを中心に、大規模な事業所が集積し、JR3 駅の周辺地域や計画市街地の中心部、幹線道路沿線などには商業施設や店舗が立地している。

このような本市の広域で多様性を有する地域性を踏まえ、市原市総合計画（平成 29 年度～）において、2026 年の市原市の目指すべき姿が示され、環境分野に関しては「ひとが環境を守り活かすまちへ」として、ごみの減量化、分別、再資源化がさまざまな主体によって支えられ、循環型の社会が形成されていることを目指している。

これらの実現に向けて、市原市一般廃棄物処理基本計画を策定し、発生抑制と再使用の推進、再資源化の推進、安心で安全な廃棄物処理を基本方針として施策を実施していく。

家庭系ごみの減量化、再資源化の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組みが不可欠であることから、環境学習及び啓発に重点を置き、ライフスタイルの見直しを促進し、併せて分別収集品目、収集運搬体制及び有料化などの制度面の見直しについて検討を進めていく。

事業系ごみについては、流通及び消費段階におけるごみの発生抑制、再使用及び再生利用を推進するとともに、多量排出事業者に対しては、一般廃棄物管理責任者の選任、一般廃棄物減量等計画の策定を通じてごみの減量化、再資源化を推進していく。

ごみ処理施設については、平成 28 年度に策定した「一般廃棄物処理施設中長期整備方針」を基に、福増クリーンセンター第一粗大ごみ処理施設及び第二粗大ごみ処理施設の集約化を含めた施設整備を実施していく。

一方、水環境や生活環境の改善に向け、生活排水処理については、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽施設への転換促進など、地域特性及び各施設の特性を踏まえた効果的な整備を進めるとともに、水道水源となる高滝ダム上流地域については、重点的に合併処理浄化槽の普及促進を図っていく。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 27 年度の一般廃棄物の排出及び処理状況は、図 1 のとおりである。

総排出量（＝ごみの排出量+集団回収量）は 98,666 トンである。再生利用される「総資源化量」は 18,908 トンであり、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量）／（ごみの排出量+集団回収量））は 19.2%である。

中間処理による減量化量は 74,655 トンであり、ごみの排出量の 78.4%が減量化され、また、ごみの排出量の 5.4%に当たる 5,103 トンを埋め立てしている。

なお、中間処理量のうち、福増クリーンセンター内にある焼却施設での焼却量は 81,108 トンであり、当施設から発生する余熱を蒸気に変えて、自家消費用の発電及び余剰電力の売電、隣接する温浴施設「憩の家」の熱源として利用している。

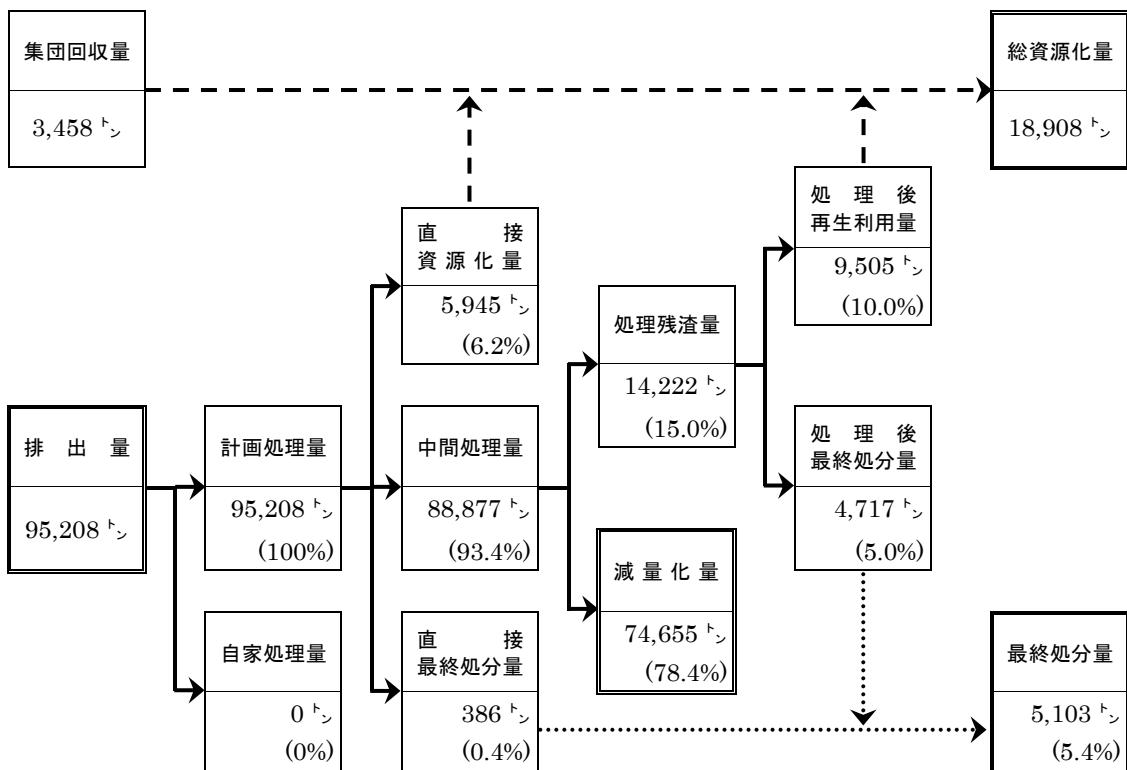


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 27 年度実績）

## (2) 生活排水の処理の現状

平成 27 年度の生活排水の処理状況並びにし尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む。）の発生量は、図 2 のとおりである。

生活排水の処理対象人口は、全体で 279,396 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）であり、そのうち水洗化人口は 210,467 人、生活排水処理率は 75.3%である。

また、し尿発生量は 9,993 kℓ／年、浄化槽汚泥発生量は 58,029 kℓ／年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 68,022 kℓ／年である。

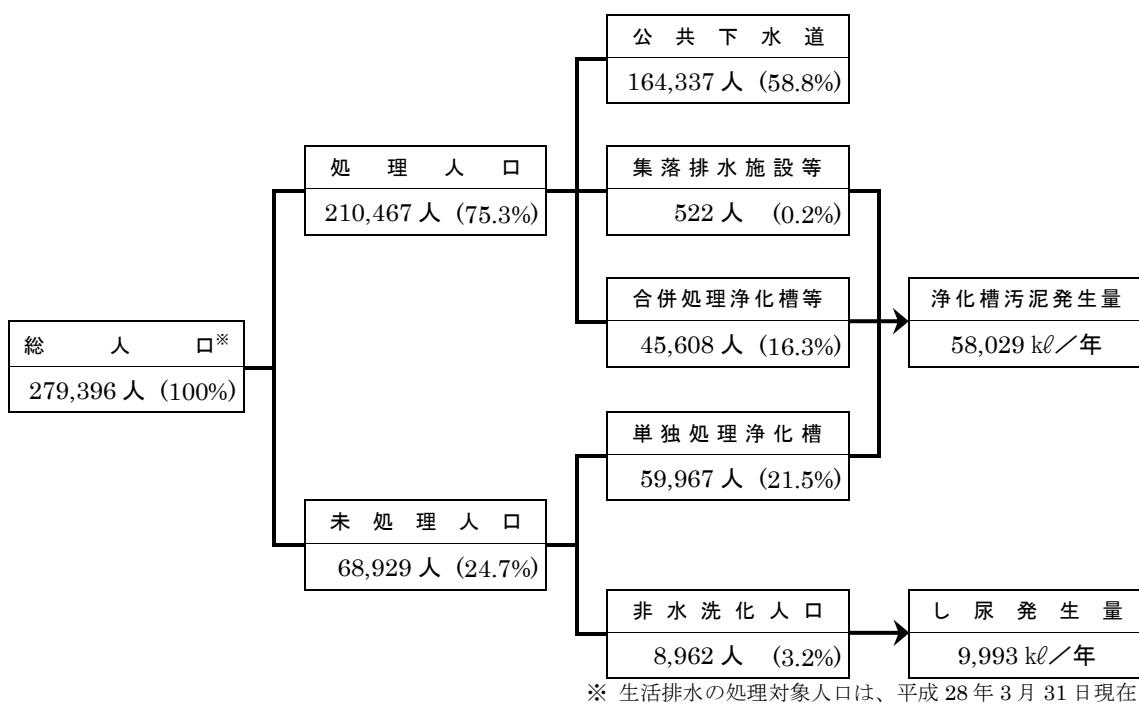


図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 27 年度実績）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中においては、廃棄物の減量化を含めた循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

また、目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図3のとおりである。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現 状 (割 合 <sup>※1)</sup> (平成 27 年 度)	目 標 (割 合 <sup>※1)</sup> (平成 34 年 度)
排 出 量	事業系	総 排 出 量	23,640 t <sub>n</sub>	21,893 t <sub>n</sub> (-7.4%)
		1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.6 t <sub>n</sub> /事業所	2.4 t <sub>n</sub> /事業所 (-7.7%)
	家庭系	総 排 出 量	71,568 t <sub>n</sub>	62,696 t <sub>n</sub> (-12.4%)
		1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	225 kg/人	187kg/人 (-16.9%)
合 計		事業系家庭系排出量合計	95,208 t <sub>n</sub>	84,589 t <sub>n</sub> (-11.2%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	5,945 t <sub>n</sub> (6.2%)	9,299 t <sub>n</sub> (11.0%)	
	総 資 源 化 量	18,908 t <sub>n</sub> (19.2%) <sup>※6</sup>	22,803 t <sub>n</sub> (25.4%) <sup>※6</sup>	
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	4,771 MWh <sup>※4</sup>	14,311 MWh	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	74,655 t <sub>n</sub> (78.4%)	62,090 t <sub>n</sub> (73.4%)	
最 終 処 分 場	埋立最終処分量 <sup>※5</sup>	5,103 t <sub>n</sub> (5.4%)	4,731 t <sub>n</sub> (5.6%)	

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 1 事業所当たりの排出量 = (事業系ごみの総排出量 - 事業系ごみの資源ごみ量) / 事業所数

事業所数は、平成 27 年度、平成 34 年度ともに 9,091 事業所とした。

(平成 26 年市原市統計書「経済センサス基礎調査」より)

※3 1 人当たりの排出量 = (家庭系ごみの総排出量 - 家庭系ごみの資源ごみ量) / 人口

人口は、平成 27 年度を 280,030 人 (平成 27 年 10 月 1 日)、平成 34 年度を 270,174 人 (市原市一般廃棄物処理基本計画推計値) とした。

※4 平成 27 年度の熱回収量は、福増クリーンセンター第二工場基幹改良工事を施工中であるため、例年より減少している。

なお、基幹改良工事期間を除く直近 5 年間 (H21~H25 年度) の熱回収量の平均は、10,415MWh である。

※5 平成 27 年度の埋立最終処分量は、火災ごみの埋立量が少なかったことから、例年より減少している。

※6 集団回収量を含んだ総排出量に対する割合としている。

(直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (排出量 + 集団回収量)

#### ＜指標の定義＞

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位 : t<sub>n</sub>]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位 : t<sub>n</sub>]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位 : MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位 : t<sub>n</sub>]

最 終 処 分 量：埋立処分された量 [単位 : t<sub>n</sub>]

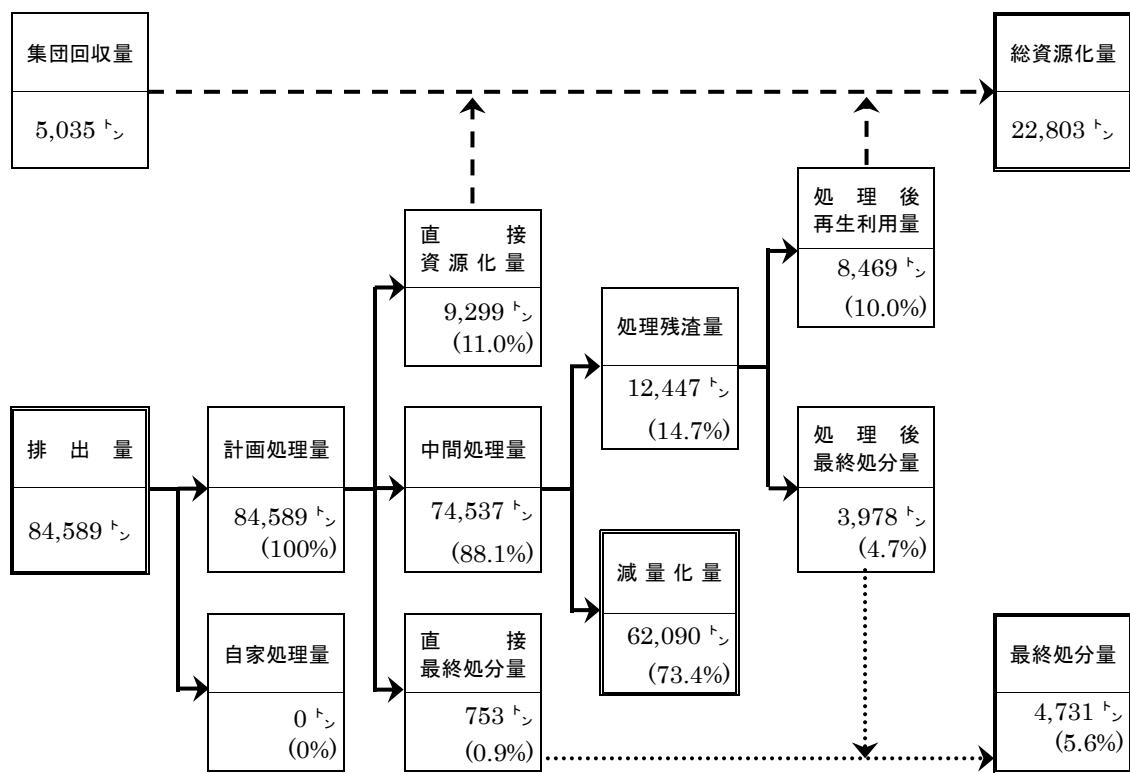


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成34年度）

#### (4) 生活排水の処理の目標

生活排水の処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備などを進めていくものとする。

また、目標達成時の生活排水の処理状況フローは図4のとおりである。

表2 生活排水の処理に関する現状と目標

		実績(平成27年度)※	目標(平成34年度)
処理形態別 人 口	公共下水道	164,337人 (58.8%)	170,496人 (63.1%)
	農業集落排水施設等	522人 (0.2%)	335人 (0.1%)
	合併処理浄化槽等	45,608人 (16.3%)	47,766人 (17.7%)
	未処理人口	68,929人 (24.7%)	51,577人 (19.1%)
	合 計	279,396人	270,174人
し 尿 ・ 淨化槽汚泥	汲み取りし尿量	9,993 kℓ	5,360 kℓ
	淨化槽汚泥量	58,029 kℓ	54,882 kℓ
	合 計	68,022 kℓ	60,242 kℓ

※ 生活排水の処理対象人口は、平成28年3月31日現在

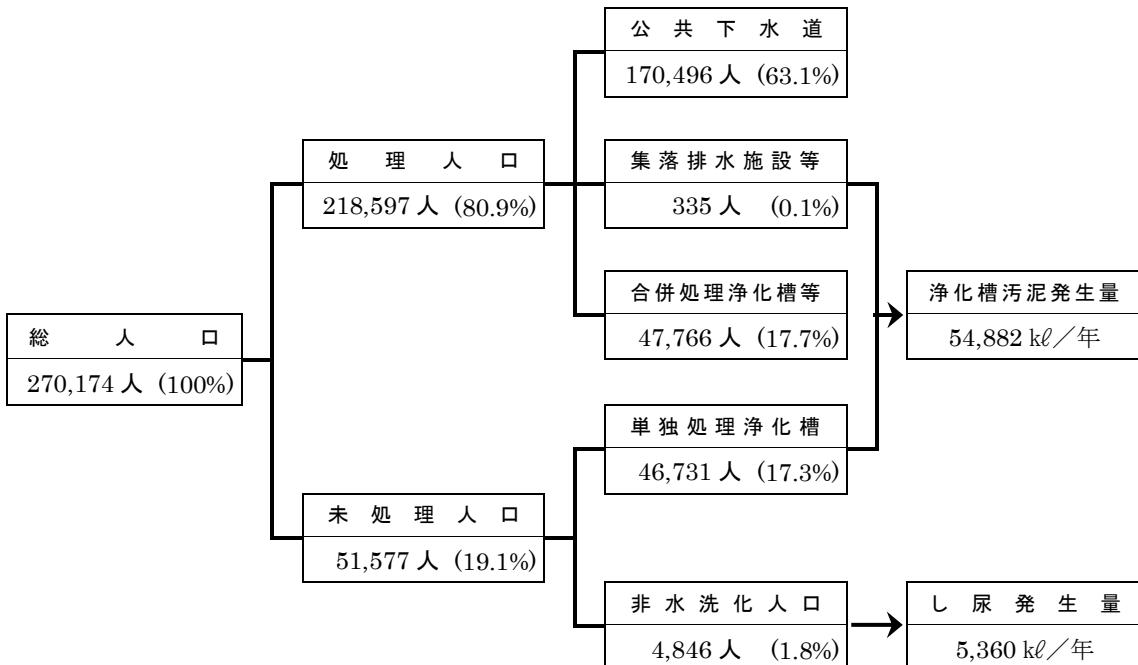


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(平成34年度)

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

事業系ごみについては、処理手数料を徴収しており、家庭系ごみについては、粗大ごみ及び持込みごみの処理手数料を徴収している。

今後は、発生抑制の促進と費用負担の公平性確保などの観点から、家庭系ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ）の処理手数料についても有料化制度を検討し、導入する。またすでに有料化されているごみ処理手数料についても、受益者負担の適正化を図る。

##### イ 再使用の推進

家庭で不用となった家庭用品等を有効に活用するため、不用または必要となつた品物を「あげます」「ください」として受付し、その情報を市ホームページ・広報にて紹介していく。また、リサイクルショップ等の活用を促進し不用品の有効活用を図る。

その他にも、福増クリーンセンターに搬入される廃棄物のうち、再使用が可能なものを能満保管庫にて一時保管し、イベントを通じ市民へ提供するなどリユースの啓発を図る。

##### ウ 環境学習、普及啓発、助成等

###### ① 出前講座の実施

生涯学習出前講座「おでかけくん」では“ごみの減量とリサイクル～身近なことから始めよう～”という講座名で、町会及び自治会など各種市民団体並びに小中学校の児童及び生徒を対象に、市原市のごみの現状を説明し、日常生活の中でごみを減らす工夫を紹介するなど、環境学習の機会を創出する。

特に、将来を担う子どもたちへの啓発については、小学校4年次の総合学習の中で、寸劇を交え容易にできるごみ減量化の取組みの啓発に努める。

また、市が主催する各種イベントなどに積極的に出向き、ごみ減量などの啓発活動を行う「おしかけくん」を実施する。

###### ② マイバッグ運動

消費段階でのごみの発生抑制及び再生利用によるごみの減量化を推進するためには、市民一人ひとりの協力が必要であることから、ごみの減量化に繋がるレジ袋の使用数削減を目指したマイバッグ運動（買い物袋の持参運動）を推進しており、千葉県の進める「ちばレジ袋削減エコスタイル」とあわせて、各種イベントでの啓発を進めていく。

### ③ 事業系一般廃棄物の減量化対策

ごみの平均排出量が3t／月を超える事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出と「事業系一般廃棄物管理責任者」の届出を義務付けることにより、廃棄物の減量化及び適正な処理の促進を図る。このうち、減量化率、資源化率に係る一定の基準を下回る事業者に対しては、個別指導を行う。

また、中小規模事業者に対しては、訪問指導や関係団体を通じた啓発などを行い、減量化の促進を図る。

一方、市処理施設において搬入物検査を実施し、燃やすごみ等に混入している資源物や産業廃棄物の適正処理についても指導を徹底する。

### ④ エコショップ事業

ごみの減量化、再資源化を積極的に実践している店舗を「エコショップ」として認定し、広報紙、ホームページ及び出前講座などを通じて市民への周知を行い、エコショップの利用促進を図ることにより、消費段階でのごみの発生抑制及び再生利用によるごみの減量化の推進を図る。

なお、エコショップの認定には、その取組み状況に応じ、星1つから星3つまでのランク付けを行うものである。

### ⑤ 啓発イベントの開催

各種団体の3Rに関する活動内容の展示、実演及び商品の販売、フリーマーケットなどを主体としたイベントを開催する。

### ⑥ 生ごみ等の再資源化

現在、家庭から排出される生ごみは、燃やすごみ量の約4割を占めていることから、その減量化対策として、生ごみ処理機及び生ごみ肥料化容器の購入費の一部補助を行っており、補助額などについては表3のとおりである。

表3 生ごみ処理機等の補助額と要件

種 別	補 助 額	要 件
生ごみ処理機	購入額（税抜）の3分の1 (100円未満切り捨て) 限度額：20,000円	3年間に1世帯1基
生ごみ肥料化容器	購入額（税抜）の2分の1 (100円未満切り捨て) 限度額：3,000円	3年間に1世帯2基

## ⑦ 資源回収推進事業

町会、自治会、子ども会、婦人会及び老人クラブなどの実施団体に、回収量に応じた助成金を交付するとともに、本事業を安定的に運営するため、協力業者にも助成を行う。

また、広報紙及びホームページなどによるPRをはじめ、各種市民団体を通じた啓発などを進め、登録団体数や回収量の拡充に努める。

## エ 焼却灰の再資源化

最終処分場への埋立量削減及び環境負荷低減を図るため、福増クリーンセンター内の焼却施設から排出される焼却灰については、その一部を溶融スラグ等に再資源化する。

## (2) 生活排水対策

合併処理浄化槽の普及・促進を図るため、新たに設置する者や、汲み取り便槽・単独処理浄化槽から転換する者を対象として、補助金を交付する。

また、浄化槽の適正管理（清掃・保守点検・法定検査）に関する啓発活動を、以下のとおり実施する。

- ・ リーフレットの配布及びホームページによる周知
- ・ 広報紙において、浄化槽に関する特集号を掲載
- ・ 合併処理浄化槽設置補助金を受けて設置された浄化槽については、法定水質検査を受けていない管理者及び検査結果が不適となっている管理者に対し、職員による戸別訪問を行い、適正管理の指導を行う

## (3) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理の現状と今後

分別区分及び処理方法の現状と今後については、表4のとおりである。

今後の社会環境の変化に対応した効果的なごみの収集運搬のあり方を検討する。

現在、家庭系ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・資源物）は、ごみステーション方式での無料収集としているが、廃棄物の発生抑制、再資源化率の向上の観点から、有料化制度を検討し、導入する。

表4 市原市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成27年度）			今後（平成34年度）											
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績	目標処理量									
		一次処理	二次処理											
燃やすごみ	焼却 (熱回収)	発電・再資源化	福増クリーンセンター等※ (焼却)	【主灰】 平蔵一般廃棄物最終処分場（埋立） 【飛灰】 民間事業者（再資源化）	57,777トン※		燃やすごみ	焼却 (熱回収)	発電・再資源化	福増クリーンセンター (焼却)	【主灰】 平蔵一般廃棄物最終処分場（埋立） 【飛灰】 民間事業者（再資源化）	45,792トン		
燃やさないごみ	複合	破碎別ほか	福増クリーンセンター (破碎) (選別)	(売却) 福増クリーンセンター（焼却） 平蔵一般廃棄物最終処分場（埋立）	3,675トン			燃やさないごみ	破碎別ほか	福増クリーンセンター (破碎) (選別)	(売却) 福増クリーンセンター（焼却） 平蔵一般廃棄物最終処分場（埋立）	3,272トン		
粗大ごみ							福増クリーンセンター（焼却） 平蔵一般廃棄物最終処分場（埋立）	1,587トン				粗大ごみ		
缶	リサイクル	圧縮・売却	福増クリーンセンター (圧縮)	民間事業者（売却）	8,521トン	12,257トン	缶	圧縮・売却	福増クリーンセンター (圧縮)	民間事業者（売却）				
びん類紙類		売却	(売却)						びん類紙類	売却		(売却)		
びん(カレット)		委託	福増クリーンセンター (選別)	容り協会（委託）					びん(カレット)	委託		福増クリーンセンター (選別)	容り協会（委託）	
ペットボトル		委託	福増クリーンセンター (保管)	容り協会（委託） 民間事業者（売却）					ペットボトル	委託		福増クリーンセンター (保管)	容り協会（委託）	
有害物(乾電池)(蛍光管)		委託	福増クリーンセンター (保管)	民間事業者（委託）			7トン		有害物(乾電池)(蛍光管)	委託		福増クリーンセンター (保管)	民間事業者（委託）	6トン
リユース可能なもの		リユース	選別	福増クリーンセンター (選別)			能満保管庫（保管）	1トン		リユース可能なもの		リユース	選別	福増クリーンセンター (選別)

※福増クリーンセンター火災対応にかかる処理委託分3,273t含む

## イ 事業系一般廃棄物の処理の現状と今後

事業系ごみについては、家庭系ごみの分別区分に準じ、回収及び処分を行う。

ごみの平均排出量が3t／月を超える事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出と「事業系一般廃棄物管理責任者」の届出を義務付け、廃棄物の減量化及び適正な処理の促進を図るとともに、減量化率、再資源化率に係る一定の基準を下回る事業者には、訪問指導を個別に行っていく。

また、事業系ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ）の中に、資源物（古紙・びん・缶など）の混入が無いように分別指導を行っていくとともに展開検査を実施する。

## ウ 生活排水の処理の現状と今後

生活排水の処理については、下水道認可区域（下水道事業認可区域内特別指定地域を除く。）や農業集落排水事業採択区域以外の区域において、合併処理浄化槽の設置促進を図ることにより、公共用水域の水質保全に取り組んでいく。

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む。）は、臨海衛生工場（し尿処理施設）で処理されており、発生した脱水汚泥を民間施設にて、全量堆肥等に再資源化している。

また、臨海衛生工場は、昭和41年の稼動から50年が経過して老朽化が懸念されている。については、効率的な処理方式等について検討し、実現性、経済性等総合的に判断したうえで、施設の更新を図り、長期にわたる安定処理の確保を図る。

## エ 今後の処理体制の要点

- ◇ 発生抑制の促進とごみ処理費用負担の公平性確保などの観点から、処理原価を踏まえ、各種処理手数料の見直しに取り組む。
- ◇ 事業系ごみの中に、資源物の混入が無いように分別指導を行う。
- ◇ 汚濁負荷削減に効果がある汲み取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進するとともに、窒素及びリンの除去をより高度に処理する浄化槽の設置を推進する。

#### (4) 処理施設等の整備

##### ア 合併処理槽の整備

合併処理槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理槽への移行計画

事業	直近の整備済基数(基) (平成27年度)	整備計画基數 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	6,668	710	3,720	H29～H33
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合 計	6,668	710	3,720	

##### イ 廃棄物処理施設

上記(3)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
2	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクル推進施設整備事業	約82t/日	市原市福増124-2	H32～H34 (H34は次期計画～)

(整備理由)

事業番号2 既存施設の老朽化及び資源物の高効率回収推進のため

#### (5) 施設整備に関する計画支援事業

(4) の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	リサイクル推進施設基本設計業務	基本設計	H30
32	リサイクル推進施設実施設計業務	実施設計	H31
33	生活環境影響調査	生活環境影響調査	H31

#### (6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

##### ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

「特定家庭用機器再商品化法」に基づき、廃家電を適正に回収し、再商品化が促進するように普及啓発を行う。

##### イ 廃棄パソコンのリサイクルに関する普及啓発

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、廃棄パソコンを適正に回

収し、再商品化が促進するように普及啓発を行う。

#### ウ 不法投棄対策

ごみの減量化・再資源化とともに、ポイ捨てや不法投棄などの不適正なごみの排出を防止するため、職員や警察OBによる不法投棄現場の調査・パトロールのほかに以下の取組を行う。

- ・不法投棄常習現場への監視カメラの設置
- ・不法投棄禁止看板の交付
- ・市民へ不法投棄監視委員（IDAS 委員※）を委嘱  
※Illegal(不法)、Dumping(投棄)、Anytime(當時)、Surveillance(監視)の頭文字をとった名付けた愛称。
- ・不法投棄監視回収業務、重点区域のパトロール清掃（ペリカン号）の委託
- ・不法投棄トップ・コール（24時間対応の電話通報専用回線）設置

#### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市の地域防災計画を補完し、そこで想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、震災廃棄物の円滑な処理を推進するため、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針に基づき、平成19年度に市原市防災廃棄物処理計画を策定している。

今後、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定するため、表8のとおり策定に係る事業を行う。

表8 災害廃棄物処理計画策定に係る事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
44	災害廃棄物処理計画策定事業	計画策定	H30

## **4 計画のフォローアップと事後評価**

### **(1) 計画のフォローアップ**

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### **(2) 事後評価及び計画の見直し**

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

**様式 1**

**循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 29 年度)**

**1 地域の概要**

(1) 地域名	市原市	(2) 地域内人口	279,127 人 (H28.10.01 現在)	(5) 地域面積	368.17 km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	市原市	(5) 地域の要件*	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日： 年 月 日	設立、認可予定	

\* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

**2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標**

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
排出量	事業系	総排出量 (t)	23,976	23,641	23,441	23,883	23,640	集計中 21,893(H27 比-7.4%)
		1 事業所当たりの排出量 (t/事業所)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	集計中 2.4
	家庭系	総排出量 (t)	74,867	74,875	74,258	72,876	71,568	集計中 62,696(H27 比-12.4%)
		1 人当たりの排出量 (kg/人)	241	236	231	228	225	集計中 187
	合計	事業系家庭系排出量合計 (t)	98,843	98,516	97,699	96,759	95,208	集計中 84,589(H27 比-11.2%)
再生利用量	直接資源化量 (t)		5,369 (5.4%)	5,588 (5.7%)	6,075 (6.2%)	6,090 (6.3%)	5,945 (6.2%)	集計中 9,299(11.0%)
	総資源化量 (t)		15,203 (14.7%)	12,986 (12.6%)	15,675 (15.4%)	19,260 (19.2%)	18,908 (19.2%)	集計中 22,803(25.4%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	10,057	10,122	10,522	9,221	4,771	集計中	14,311
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 t)	77,286 (78.2%)	76,328 (77.7%)	75,051 (76.8%)	75,170 (77.7%)	74,655 (78.4%)	集計中	62,090(73.4%)
最終処分量	埋立最終処分量 (t)	10,910 (11.0%)	13,389 (13.6%)	10,924 (11.2%)	5,969 (6.2%)	5,103 (5.4%)	集計中	4,731(5.6%)

※ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(参考資料 2)

※ 事業所数は、市原市統計書による。(平成 26 年度経済センサス基礎調査 : 9,091 事業所)

※ 熱回収量について、平成 26 年度、平成 27 年度の数値は、福増クリーンセンター第二工場基幹改良工事による焼却停止期間があるため他年度より減少している。

※ 総資源化量の割合について、集団回収を含んだ総排出量に対する割合としている。

(直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (排出量 + 集団回収量)

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業 主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		形式及び 処理方式	補助の 有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、 新設理由	形式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
焼却施設 (福増クリーンセンター第一工場)	市原市	ストーカー炉	有	300t/日	S59.06	-	-	-	-	-	
焼却施設 (福増クリーンセンター第二工場)	市原市	流動床炉	有	220t/日	H06.10	-	-	-	-	-	
粗大ごみ処理施設 (福増クリーンセンター第一粗大)	市原市	破碎・切断	有	60t/5h	S61.04	H35.3	老朽化	-	-	-	
粗大ごみ処理施設 (福増クリーンセンター第二粗大)	市原市	破碎・切断 選別・圧縮	有	113t/5h	H08.04	H35.3	老朽化	-	-	-	
ストックヤード (能満保管庫)	市原市	ストックヤード	有	100 m <sup>3</sup>	H23.04	-	-	-	-	-	
マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクル推進施設)	市原市	-	-	-	-	-	-	破碎・切断 選別・圧縮	H35.4	約 82 (t/5h)	
最終処分場 (平蔵一般廃棄物最終処分場 A 地区)	市原市	準好気性	有	112,000 m <sup>3</sup>	S55.05	-	-	-	-	-	埋立終了
最終処分場 (平蔵一般廃棄物最終処分場 B1 地区)	市原市	準好気性	有	237,000 m <sup>3</sup>	S61.09	-	-	-	-	-	埋立終了
最終処分場 (平蔵一般廃棄物最終処分場 B2 地区)	市原市	準好気性	有	336,000 m <sup>3</sup>	H07.02	-	-	-	-	-	
し尿処理施設 (臨海衛生工場)	市原市	高度処理	有	295kℓ/日	H01.03	-	-	-	-	-	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（参考資料4）

#### 4 生活排水の処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状※1						目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
総人口(人)		278,276	281,642	280,543	280,225	279,396	集計中	270,174
公共下水道	汚水衛生処理人口(人)	158,448	161,391	161,855	163,064	164,337	集計中	170,496
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	57.0%	57.3%	57.7%	58.2%	58.8%	集計中	63.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口(人)	560	551	531	524	522	集計中	335
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	集計中	0.1%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口(人)	35,708	37,130	37,899	45,505	45,608	集計中	47,766
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	12.8%	13.2%	13.5%	16.2%	16.3%	集計中	17.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口(人)	83,560	82,570	80,258	71,132	68,929	集計中	51,577

※1 生活排水の処理対象人口は、3月31日現在

※2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(参考資料3)

#### 5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基數 (基)	処理人口 (人)	開始年月	基數 (基)	処理人口 (人)	目標年次	
浄化槽設置整備事業	市原市	6,668	45,608	H02.04	710	3,720	H34	
浄化槽市町村整備推進事業	市原市	0	0	—	0	0	H34	

## 様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考		
				単位	開始	終了	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度			
○浄化槽に関する事業							338,580	67,716	67,716	67,716	67,716	275,520	55,104	55,104	55,104	55,104			
浄化槽設置整備事業	1	市原市	710	基	H29	H33	338,580	67,716	67,716	67,716	67,716	275,520	55,104	55,104	55,104	55,104			
○再生利用に関する事業							3,247,200	0	0	0	1,082,400	2,164,800	2,922,480	0	0	0	974,160	1,948,320	
マテリアルリサイクル推進施設							3,247,200	0	0	0	1,082,400	2,164,800	2,922,480	0	0	0	974,160	1,948,320	
リサイクル推進施設整備事業	2	市原市	約82	t/5h	H32	H33	3,247,200	0	0	0	1,082,400	2,164,800	2,922,480	0	0	0	974,160	1,948,320 千円)	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							38,000	0	5,000	33,000	0	0	38,000	0	5,000	33,000	0	0	
事業番号2に係る基本設計事業	31	市原市	—	—	H30	H30	5,000	0	5,000	0	0	0	5,000	0	5,000	0	0	0	
事業番号2に係る実施設計事業	32	市原市	—	—	H31	H31	26,000	0	0	26,000	0	0	26,000	0	0	26,000	0	0	
事業番号2に係る生活環境影響調査	33	市原市	—	—	H31	H31	7,000	0	0	7,000	0	0	7,000	0	0	7,000	0	0	
○災害廃棄物処理計画策定に関する事業							4,342	0	4,342	0	0	0	4,341	0	4,341	0	0	0	
災害廃棄物処理計画策定事業	44	市原市	—	—	H30	H30	4,342	0	4,342	0	0	0	4,341	0	4,341	0	0	0	
合 計							3,628,122	67,716	77,058	100,716	1,150,116	2,232,516	3,240,341	55,104	64,445	88,104	1,029,264	2,003,424	

※1 事業番号については、計画本文3(6)表6に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除しても構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	事業主体	事業期間 交付期間		交付金の必要の有無	事業計画				備考	
					開始	終了		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	10	有料化	発生抑制と費用負担の公平性確保などの観点から、家庭系ごみの有料化を検討し導入を図る。	市原市	H29	H33		検討・計画・実施					
	11	再使用の推進	不用品の情報を市ホームページ・市広報にて紹介。また、リサイクルショップなどの活用を促進し不用品の有効活用を図る。	市原市	H29	H33		実施					
	12	出前講座の実施	町会、自治会及び小中学校に対し、ごみ減量とりサイクルの啓発活動を実施する。	市原市	H29	H33		啓発					
	13	マイバッグ運動	レジ袋の使用数削減を目指したマイバッグ運動及び千葉県の進める。「ちばレジ袋削減エコスタイル」を各種イベント等で啓発する。	市原市	H29	H33		啓発					
	14	事業系一般廃棄物の減量化対策	多量排出事業者に対する個別指導や市処理施設における搬入物検査等を実施。	市原市	H29	H33		指導・実施					
	15	エコショップ事業	ごみの発生抑制及び再生利用によるごみの減量を推進する店舗を認定、周知	市原市	H29	H33		啓発					
	16	啓発イベントの開催	各種団体の3Rに関する活動内容の展示、実演及び商品の販売、フリーマーケットなどを主体としたイベントを開催する。	市原市	H29	H33		実施					
	17	生ごみ等の再資源化	生ごみ肥料化容器、処理機の普及を促進するため購入費の補助金交付	市原市	H29	H33		実施					
	18	資源回収推進事業	資源物の集団回収に対し、助成金交付	市原市	H29	H33		実施					
	19	焼却灰の再資源化	福増クリーンセンターから出る焼却灰の一部を溶融スラグ等に再生利用を図り、資源循環を図る。	市原市	H29	H33		実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	20	収集運搬体制の整備推進	今後の社会環境の変化に対応した効果的なごみの収集運搬のあり方を検討する。	市原市	H29	H33		検討				全体事業期間(H32～H34年度)	
処理施設の整備に関するもの	1	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の普及促進	市原市	H29	H33	○	浄化槽整備					
	2	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	リサイクル推進施設整備事業	市原市	H32	H33	○	整備					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	事業番号2に係る計画支援	基本設計事業	市原市	H30	H30	○	基本設計					
	32		実施設計事業	市原市	H31	H31	○	実施設計					
	33		生活環境影響調査	市原市	H31	H31	○	調査					
その他	41	廃電家のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	市原市	H29	H33		啓発					
	42	廃棄パソコンのリサイクルに関する普及啓発	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく普及啓発	市原市	H29	H33		啓発					
	43	不法投棄対策	パトロール実施	市原市	H29	H33		実施					
	44	災害廃棄物対策	災害廃棄物処理計画の策定	市原市	H30	H30	○	計画					

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文 3(6)表 6 に示す事業番号及び様式 2 の事業番号と一致させること。

【参考資料様式 1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市原市
(2) 施設名称	リサイクル推進施設
(3) 工期	平成 32 年度～平成 34 年度
(4) 施設規模	約 82t/5h
(5) 処理方式	破碎、切断、選別、保管
(6) 地域計画内の役割	不燃、粗大ごみを破碎、切断及び資源物の選別により資源循環を推進するとともに、焼却・最終処分量の減量を推進する。
(7) 焚却施設解体工事の有無	無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固体燃料化施設」を整備する場合

(9) 固体燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	ペットボトル、ビン、缶、古紙、布、金属類、小型家電等
--------------	----------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額 (全体事業費)	3,247,200 千円 (5,412,000 千円)
-----------------------	--------------------------------

**【参考資料様式 5】**

**施 設 概 要 ( 浄 化 槽 系 )**

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市原市	
(2) 事業名称	市原市合併処理浄化槽設置整備事業	
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による河川及び水路等、公共用海域の水質汚濁防止を図る。 合併処理浄化槽設置整備計画基数：710 基	
(4) 事業期間	平成 29 年度～平成 33 年度	
事業対象地域 (5) の 要件	東京湾へ流入する河川、水路等へ生活排水を放流する地域のうち、次に掲げる区域を除く地域とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の認可を受けた区域。ただし、事業実施が当分の間見込まれない区域としてあらかじめ別に定める区域を除く。</li> <li>b. 公共下水道計画区域。ただし、水質浄化対策上、市長が特に必要と認める区域を除く。</li> <li>c. 農業集落排水事業採択区域。ただし、事業実施が当分の間見込まれない区域を除く。</li> </ul>	
(6) 事業計画額	交付金対象事業費 275,520 千円	

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

**【浄化槽設置整備事業の場合】**

(単位：千円)

人槽区分	交付対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付金対象 事業費
5 人槽	基 (人分)	基			
6～7 人槽	基 (人分)	基			
8～10 人槽	基 (人分)	基			
11～20 人槽	基 (人分)	基			
21～30 人槽	基 (人分)	<b>詳細は別紙のとおり</b>			
31～50 人槽	基 (八万)	基			
51 人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	710 基 (3,720 人分) ※改築を除く	0 基	318,810	281,520	275,520

## 浄化槽市町村整備推進事業の場合

(単位：千円)

入槽区分	交付対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付金対象 事業費
5人槽	基(人分)	基			
6～7人槽	基(人分)	基			
8～10人槽	基(人分)	基			
11～15人槽	基(人分)	基			
16～20人槽	基(人分)	基			
21～25人槽	基(人分)	基			
26～30人槽	基(人分)	基			
31～40人槽	基(人分)	基			
41～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
事務費等					
合計	基(人分)	基			

## ○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口	市町村世帯数			
対象地域人口	対象地域世帯数			
	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

## ○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

## 1 一般地域

## (1) 転換を伴わない高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	105基 (525人分)	0基	46,620	23,310	23,310
6～7人槽	10基 (70人分)	0基	4,860	2,430	2,430
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
小計※	115基 (595人分)	0基	51,480	25,740	25,740

※ 改築を除く

**別紙**

○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

1 一般地域

(2) 単独処理浄化槽からの転換を伴う高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	215基 (1,075人分)	0基	95,460	95,460	95,460
6~7人槽	30基 (210人分)	0基	14,580	14,580	14,580
8~10人槽					
11~20人槽					
21~30人槽					
31~50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
小計	245基 (1,285人分)	0基	110,040	110,040	110,040

**別紙**

○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

1 一般地域

(3) 汲み取り便槽からの転換を伴う高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	110基 (550人分)	0基	48,840	48,840	48,840
6~7人槽	20基 (140人分)	0基	9,720	9,720	9,720
8~10人槽					
11~20人槽					
21~30人槽					
31~50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
小計	130基 (690人分)	0基	58,560	58,560	58,560

**別紙**

○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

2 高滝ダム流入地域

(1) 転換を伴わない高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	10基 (50人分)	0基	4,440	3,420	3,420
6～7人槽					
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
小計	10基 (50人分)	0基	4,440	3,420	3,420

**別紙**

○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

2 高滝ダム地域

(2) 単独処理浄化槽からの転換を伴う高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	15基 (75人分)	0基	6,660	8,460	6,660
6~7人槽	5基 (35人分)	0基	2,430	3,030	2,430
8~10人槽					
11~20人槽					
21~30人槽					
31~50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
小計	20基 (110人分)	0基	9,090	11,490	9,090

# 別紙

○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

## 2 高滝ダム地域

### (3) 汲み取り便槽からの転換を伴う高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	5基 (25人分)	0基	2,220	2,820	2,220
6~7人槽					
8~10人槽					
11~20人槽					
21~30人槽					
31~50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
小計	5基 (25人分)	0基	2,220	2,820	2,220

# 別紙

○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

## 3 市街化区域内特別指定地域

### (1) 転換を伴わない高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基數 (人分)	う　ち 単独撤去	基　準　額	対象経費 支出予定額	交付対象 事　業　費
5人槽	75基 (375人分)	0基	33,300	18,900	18,900
6~7人槽	10基 (70人分)	0基	4,860	2,730	2,730
8~10人槽					
11~20人槽					
21~30人槽					
31~50人槽					
51人槽以上					
改　築					
計画策定調査費					
小　　計	85基 (445人分)	0基	38,160	21,630	21,630

# 別紙

## ○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

### 3 市街化区域内特別指定地域

#### (2) 単独処理浄化槽からの転換を伴う高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	60基 (300人分)	0基	26,640	28,440	26,640
6~7人槽	5基 (35人分)	0基	2,430	2,580	2,430
8~10人槽					
11~20人槽					
21~30人槽					
31~50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
小計	65基 (335人分)	0基	29,070	31,020	29,070

別紙

○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費（内訳）【個人設置型】

3 市街化区域内特別指定地域

(3) 汲み取り便槽からの転換を伴う高度処理型合併処理浄化槽

(単位：千円)

人槽区分	補助対象基 数 (人分)	う　ち 単独撤去	基　準　額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	30基 (150人分)	0基	13,320	14,220	13,320
6～7人槽	5基 (35人分)	0基	2,430	2,580	2,430
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改　築					
計画策定調査費					
小　　計	35基 (185人分)	0基	15,750	16,800	15,750

【参考資料様式 6】

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市原市		
(2) 事業目的	リサイクル推進施設整備（事業番号 2）のため		
(3) 事業名称	基本設計事業	実施設計事業	生活環境影響調査
(4) 事業期間	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 31 年度
(5) 事業概要	基本設計	実施設計	生活環境影響調査
(6) 事業計画額	5,000 千円	26,000 千円	7,000 千円

【参考様式 8】

災害廃棄物処理計画策定事業概要

都道府県名 千葉県

(1)事業主体名	市原市
(2)事業目的	災害時等の廃棄物処理体制の強化のため
(3)事業名称	災害廃棄物処理計画策定事業
(4)事業期間	平成 30 年度
(5)事業概要	災害廃棄物処理計画の策定
(6)事業費	4,342 千円

## 【参考資料 1】

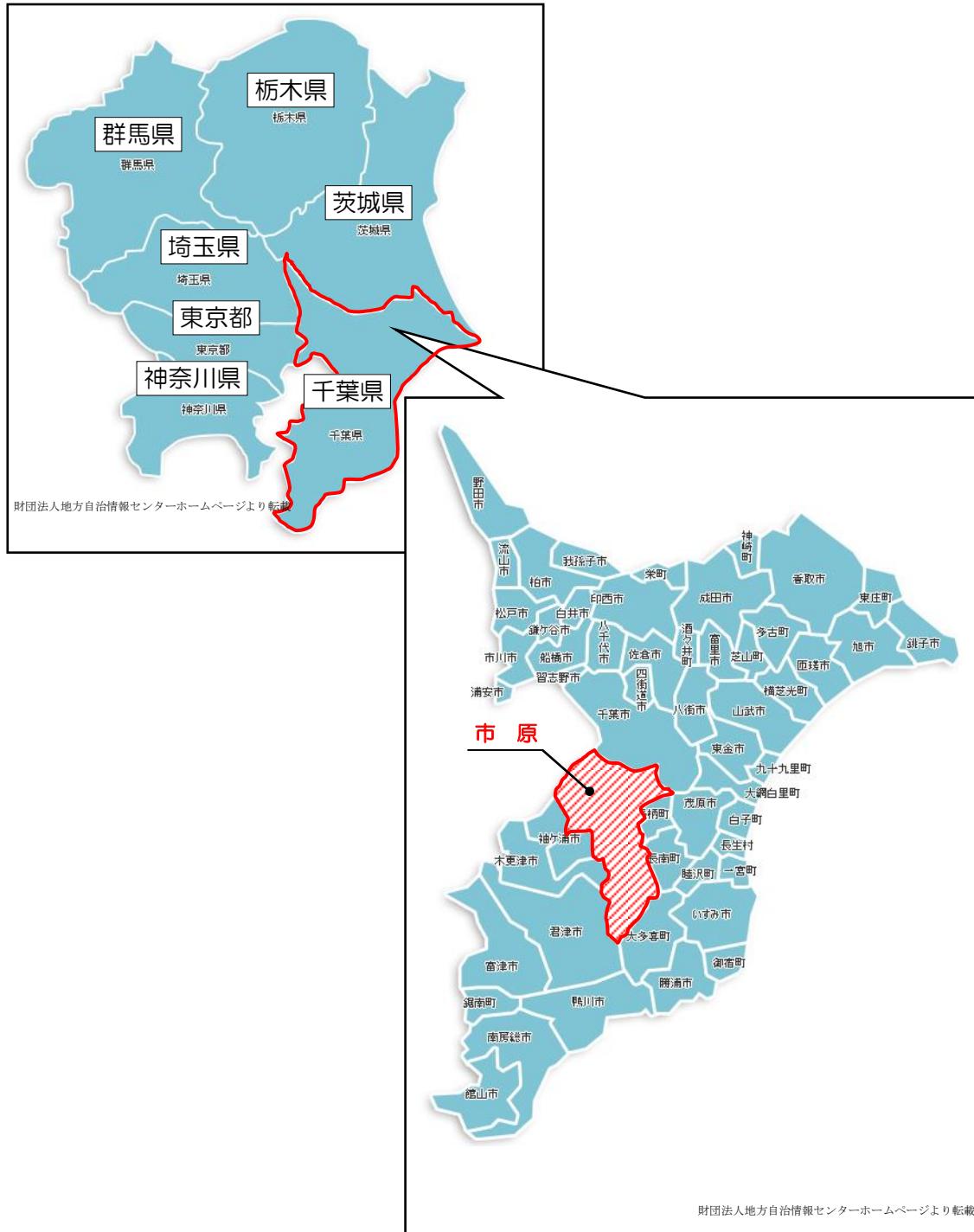
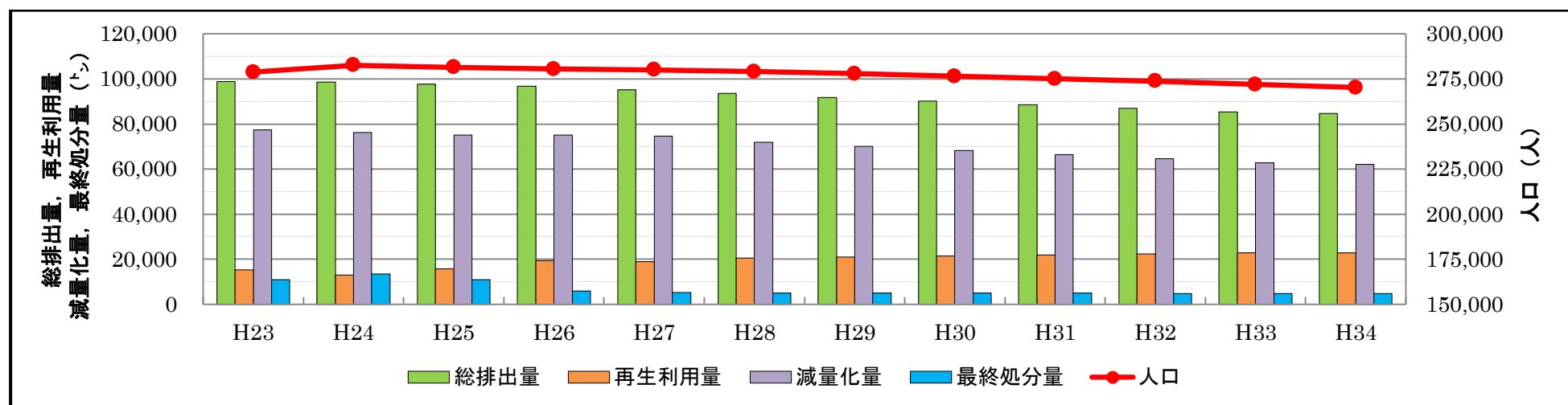


図 I 対象地域図

## 【参考資料 2】

指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（一般廃棄物）

年 度	実績値					予測値						目標 値
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人 口 (人)	278,759	282,645	281,491	280,477	280,030	279,081	277,844	276,503	275,062	273,711	271,894	270,174
総排出量 (トン)	98,843	98,516	97,699	96,759	95,208	93,505	91,877	90,250	88,623	86,996	85,368	84,589
事業系ごみ量 (トン)	23,976	23,641	23,441	23,883	23,640	23,359	23,096	22,833	22,571	22,309	22,046	21,893
家庭系ごみ量 (トン)	74,867	74,875	74,258	72,876	71,568	70,146	68,781	67,417	66,052	64,687	63,322	62,696
再生利用量 (トン)	15,203	12,986	15,675	19,260	18,908	20,611	21,061	21,512	21,962	22,412	22,863	22,803
減量化量 (トン)	77,286	76,328	75,051	75,170	74,655	71,853	70,035	68,218	66,401	64,584	62,767	62,090
最終処分量 (トン)	10,910	13,389	10,924	5,969	5,103	5,078	5,016	4,954	4,893	4,831	4,770	4,731

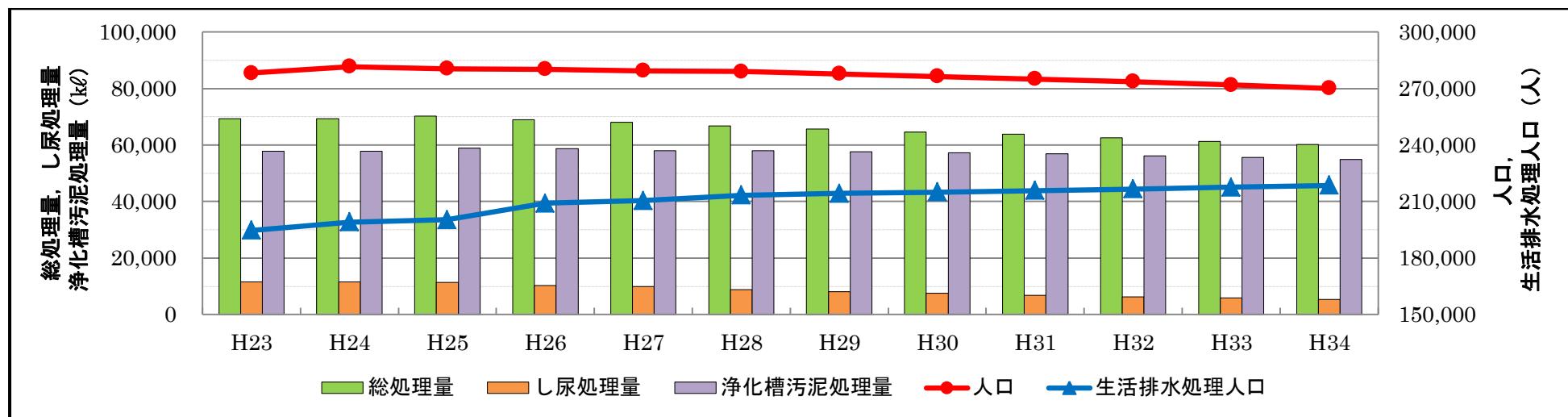


## 【参考資料 3】

## 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）

※生活排水の処理対象人口は、3月31日現在

年 度	実 績 値*					予 測 値						目 標 値
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人 口 (人)	278,276	281,642	280,543	280,225	279,396	279,081	277,844	276,503	275,062	273,711	271,894	270,174
生活排水処理人口 (人)	194,716	199,072	200,285	209,093	210,467	213,423	214,283	215,061	215,762	216,676	217,599	218,597
総 処 理 量 (kℓ)	69,323	69,365	70,175	69,014	68,022	66,812	65,740	64,681	63,807	62,583	61,388	60,242
し尿処理量 (kℓ)	11,578	11,514	11,327	10,291	9,993	8,835	8,132	7,481	6,900	6,330	5,823	5,360
浄化槽汚泥処理量 (kℓ)	57,745	57,851	58,848	58,723	58,029	57,977	57,608	57,200	56,907	56,253	55,565	54,882



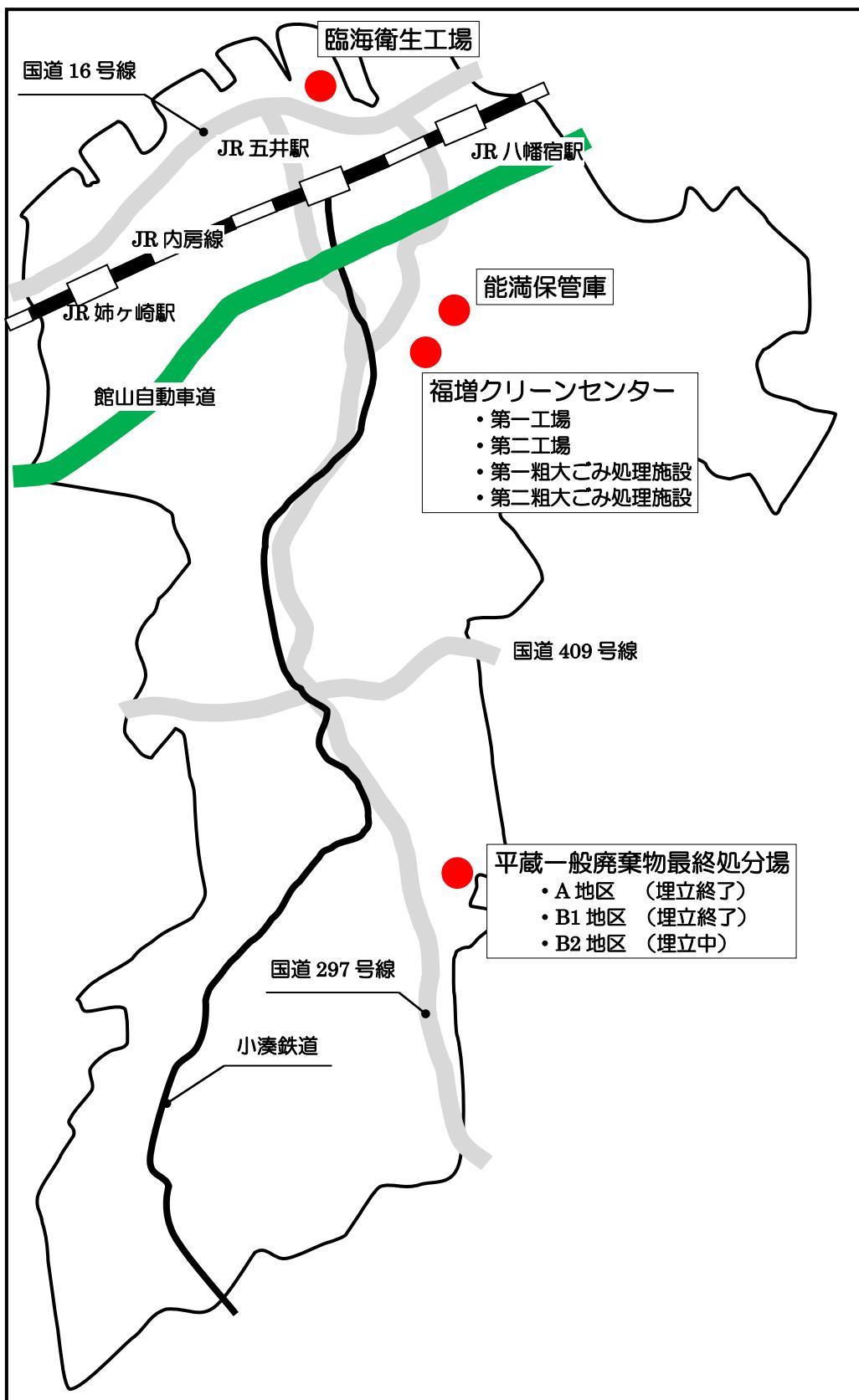


図 II 計画地域内の施設位置図

## 【参考資料 5】

表 I 現有処理施設の概要

施設名称	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月	備考
福増クリーンセンター第一工場	燃やすごみ、破碎残渣	300 t／日	市原市 福増 124 番地 2	S59.06	100 t／24h × 3 基（ストーカー式）
福増クリーンセンター第二工場	燃やすごみ、破碎残渣	220 t／日	市原市 福増 124 番地 2	H06.10	110 t／24h × 2 基（流動床式）
福増クリーンセンター第一粗大ごみ処理施設	粗大ごみ、燃やさないごみ	60 t／5h	市原市 福増 124 番地 2	S61.03	破碎、切断
福増クリーンセンター第二粗大ごみ処理施設	粗大ごみ、資源ごみ	113 t／5h	市原市 福増 124 番地 2	H08.03	破碎、選別、切断、圧縮
能満保管庫	粗大ごみ	100 m <sup>3</sup>	市原市 能満 2086 番地 1	H23.03	リユース可能な物をストックし、市のイベント等で配布している。
平蔵一般廃棄物最終処分場(A地区)	焼却残灰、燃やさないごみ	112,000 m <sup>3</sup>	市原市 平蔵 1,603 番地	S54.03	埋立期間：S55.05～S61.08
平蔵一般廃棄物最終処分場(B1地区)	焼却残灰、燃やさないごみ	237,000 m <sup>3</sup>	市原市 平蔵 1,603 番地	S61.03	埋立期間：S61.09～H07.01
平蔵一般廃棄物最終処分場(B2地区)	焼却残灰、燃やさないごみ	336,000 m <sup>3</sup>	市原市 平蔵 1,603 番地	H06.12	埋立期間：H07.02～
臨海衛生工場	し尿、浄化槽汚泥	295 kℓ／日	市原市 五井南海岸 51 番地	H01.03	し尿系：標準脱窒素処理方式+凝集沈殿分離方式 浄化槽系：前ばつ氣方式+固液分離処理方式